

渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内にある遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う遊休農地の再生利用を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、遊休農地再生利用事業実施要領（平成31年3月29日付け農構第30193-5号。以下「県実施要領」という。）第2に定められた事業等で、市内にある遊休農地の発生防止又は再生利用を行う取組とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象事業を実施する農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、渋川市農業再生協議会又は農業参入する企業等とする。ただし、県実施要領別記「遊休農地再生利用実施基準」（以下「県実施基準」という。）において対象としないこととされる者を除く。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、対象農地、補助率、補助限度額及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、県実施基準において対象としないこととされるものを除く。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 発生防止推進事業

補助対象経費	県実施基準第2の1（1）による。
対象農地	県実施基準第2の1（2）による。ただし、市内にある農地に限る。
補助率	2分の1以内
補助限度額	20万円

2 再生利用事業

（1） 県が、県実施要領及び県実施基準に基づく補助対象と認めた事業

補助対象経費	県実施基準第2の2（1）による。
対象農地	県実施基準第2の2（3）による。ただし、市内にある農地に限る。
補助額	<p>再生利用を行った面積に取組単価（10aあたりに要する経費）を乗じることにより、算定するものとする。ただし、取組単価は次に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、補助対象経費は1件当たり200万円未満であることとする。</p> <p>1 農地中間管理機構（以下、「機構」という。）に譲渡又は10年以上の無償貸付をする農地で、補助対象者が5年以上耕作する場合 50,000円/10a（申請農地が中山間地域の場合は150,000円/10a）</p> <p>2 機構に譲渡又は10年以上の無償貸付をする農地で、補助対象者が5年以上耕作し、遊休農地を含み、事業実施翌年度に新たに耕作を開始する農地面積が3ha以上（申請農地が中山間地域の場合は1ha以上）の場合 100,000円/10a（申請農地が中山間地域の場合は200,000円/10a）</p>

（2） 再生利用事業のうち、（1）以外のもの

補助対象経費	県実施基準第2の2（1）による。
対象農地	市内にある農地のうち、県実施基準第2の2（3）によ

	<p>るもののほか、次の農地を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条第1項の規定により使用貸借権が設定され、又は譲渡された農地 2 農地法第32条第1項第1号に該当しない農地のうち、職員による現地確認等を踏まえ、市長が遊休農地相当と認めたもの
補助額	<p>再生利用を行った面積に取組単価（10aあたりに要する経費）を乗じることにより、算定するものとする。ただし、取組単価は次に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、補助対象経費は1件当たり200万円未満であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡又は5年以上の使用貸借権を設定し、建設用重機等（トラクターを除く。）を利用する場合 30,000円／10a 2 譲渡又は5年以上の使用貸借権を設定する場合（1に該当する場合を除く。） 15,000円／10a